

## 本人確認書類の提出方法

本人確認書類として有効な書類は、下記のいずれかとなります。

### I. 顔写真有り本人確認書類の場合(以下から1点)

- a. 個人番号カード“表面”、または写真入住民基本台帳カード“表面と裏面”
- b. 運転免許証“表面と裏面”
- c. パスポート(写真入ページ) + 現住所確認資料
- d. 特別永住者証明書“表面と裏面”、または在留カード“表面と裏面”
- e. 日本国外務省が在本邦外交官等及びその配偶者に対し発行する住居証明票“表面と裏面”〔外交官身分証明票、領事官身分証明票、国際機関職員身分証明票、身分証明票〕

### II. 顔写真無し本人確認書類の場合(以下から2点)

- f. 住所が“印字”された健康保険証“すべての面”
- g. 住所が“手書き”の健康保険証“すべての面” + 現住所確認資料
- h. 発行から三ヶ月以内の、住民票(個人番号未記載)の写し
- i. 発行から三ヶ月以内の、印鑑登録証明書
- j. 年金手帳 + 現住所確認資料
- k. 福祉手帳 + 現住所確認資料

**\*現住所確認資料**: 公共料金明細書(発行から三ヶ月以内)

法人口座開設に当たってご用意頂く本人確認書類は、以下の通りです。

- 代表取締役と取引担当者、それぞれの本人確認書類(上記参照)
- 発行から三ヶ月以内の履歴事項全部証明書

## 本人確認書類の送付方法

本人確認書類の送付先は以下通りです。

- メール添付画像の場合の宛先: [csc@aft.co.jp](mailto:csc@aft.co.jp)

画像は大きく、カメラの場合は鮮明に写るよう注意して撮影して下さい。

添付ファイルの画像形式はPDF, JPG, PNG, BMPでお願い致します。

- FAXの場合の宛先: 03-3320-7126

FAX 番号にお間違いの無いようお願い致します。

キメの細かい高画質設定(写真モード等)をご利用下さい。

原本を 150~200%に拡大コピーして送信して下さい。

- 郵送の場合の宛先: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-9-12

AFTカスタマーサービスセンター宛

返信用封筒をご希望の方は、カスタマーサービスセンター宛にご一報下さい。

## ご注意事項

- ご氏名、ご住所、発行機関、発行日が確認できる書類をご提出下さい。
- 有効期間内の書類をご提出下さい。
- 現住所確認に不要な**本籍記載は、必ずマスキング処理を施して**下さい。
- 住民票に**住民票コードが記載されている場合には、必ずマスキング処理を施して**下さい。
- 年金手帳を提出される場合には、**基礎年金番号の箇所**に必ずマスキング処理を施して下さい。
- 出来るだけ鮮明な書類をご提出下さい。内容の確認が困難な場合は再度ご提出をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。
- 本人確認書類の返却は承っておりませんので予めご了承下さい。

### 本件についてのお問合せ先

株式会社AFT AFTカスタマーサービスセンター

営業時間:平日午前9時~20時(土日祝日、当社が定める休日を除く)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-9-12

電話番号:03-3320-7101

FAX:03-3320-7126

Eメール:csc@aft.co.jp

ホームページ: <http://www.aft.co.jp/>

### 外国為替証拠金取引に関する重要事項の説明

●外国為替証拠金取引は元本や収益を保証するものではありません。証拠金による取引で投下資金の1倍から100倍の額で取引するものです。損失が一定以上になると強制的に決済されるロスカットルールがありますが、為替の著しい変動、その他のリスクによっては証拠金額を上回る損失が生じることがあります。●必要証拠金は一般顧客の取引口座で取引金額の4%、法人顧客の取引口座では、金融先物取引業協会が公表する、過去の相場変動に基づき計算された数値に基づき、通貨ペア毎に証拠金率を決定します。為替の種類や取引内容により金額が異なります。必要証拠金が4%、1ドル90円の場合、USDをJPYで1万通貨売買する為には3万6千円前の証拠金が必要となります。●一般顧客の取引口座の取引額は、証拠金金額の25倍相当額を上限とします。●法人顧客の取引口座の取引額は、証拠金金額の100倍相当額を上限とします。●提示される売値と買値の価格差をスプレッドといい、通貨ペアにより異なります。市場の流動性、価格変動、取引数量、取引時間帯等により、売買スプレッドは変動することがあります。取引手数料は為替の種類や取引内容により異なります。●本取引の仕組みやリスク及び、契約締結前交付書面の内容を十分に確認し理解された上で、お客様の責任と判断において取引を行ってください。

株式会社AFT

第一種金融商品取引業 関東財務局長(金商)第250号 一般社団法人 金融先物取引業協会 加入 会員番号1536